

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、翌日)

## 規 則 鳥取県林業改善資金貸付規則

### 規 則

鳥取県林業改善資金貸付規則をここに公布する。

昭和五十一年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 鳥取県規則第五十三号

#### 鳥取県林業改善資金貸付規則

#### (目的)

第一条 この規則は、林業経営の改善、林業労働に係る労働災害の防止及び林業後継者等の養成を図るため、林業従事者等に対して林業改善資金

を貸し付け、もつて林業経営の健全な発展、林業生産力の増大及び林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この規則において「林業改善資金」とは、林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金及び林業後継者等養成資金をいう。

2 この規則において「林業生産高度化資金」とは、林業経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる林野的林業的利用の高度化及び林業技術の向上を図るための林業生産の方式(当該林業生産の方式に係る林産物の合理的な加工の方式を含む。)を導入するのに必要な資金をいう。

3 この規則において「林業労働安全衛生施設資金」とは、林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる林業労働に係る安全衛生施設を導入するのに必要な資金をいう。

4 この規則において「林業後継者等養成資金」とは、林業後継者たる青年又は林業労働に従事する者が近代的な林業経営を担当し、又は近代的な林業経営に係る林業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な林業の経営方法又は技術を実地に習得するのに必要な資金をいう。

#### (林業改善資金の貸付け)

第三条 林業改善資金は、次に掲げる者(以下「林業従事者等」という。)に貸し付けるものとする。

一 林業従事者及びその組織する団体

二 木材製造業を営む者(会社にあつては資本の額又は出資の総額が千万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のもの、個

人にあつては常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。)

及びその組織する団体

三 林業を行う法人で林業従業者の組織する団体以外のもの(会社にあつては、資本の額又は出資の総額が千万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。)

(林業改善資金の種類等)

第四条 林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金及び林業後継者等養成資金の種類、貸付限度額、償還期間及び据置期間は、別表のとおりとする。

(貸付金の利率)

第五条 第三条の規定による貸付に係る資金(以下「貸付金」という。)は、無利子とする。

(貸付金の償還方法)

第六条 貸付金の償還は、均等年賦支払の方法によるものとする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

(保証人)

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を二人以上立てなければならない。ただし、次に掲げる者については、この限りでない。

一 造林の事業を行うことを主たる目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人で、地方公共団体が、社団法人にあつては総社員の表決権の過半数を保有し、財団法人にあつては基本財産の額の過半を抛出しているもの

二 前号に掲げる法人のほか、造林の事業を行う営利を目的としない法

人で知事が定めるもの

2 貸付金の貸付けを受けようとする者が林業従事者等の組織する団体であるときは、その構成員のうち当該借受けによつて受益する者(その者が特定されなるときは、当該団体の理事その他の役員)が、当該団体の連帯保証人とならなければならない。

(貸付けの申請)

第八条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、林業改善資金貸付申請書(様式第一号)に事業計画書を添え、二通を、当該貸付けに係る事業の主たる事業地(研修教育資金にあつては、その者の住所)を所轄する地方農林振興局(以下「經由機関」という。)を経由して、知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第九条 知事は、前条の規定により貸付申請書の提出を受けたときは、速やかに、これを審査し、貸し付けることが適当であると認めたとときは、貸付けの決定を行わなければならない。

2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を行ったときは、林業改善資金貸付決定通知書を申請者に交付し、貸し付けないと決定したときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(借用証書)

第十条 貸付金の貸付申請者は、前条第二項の貸付決定通知書を受け取つたときは、林業改善資金借用証書(様式第二号)を知事に提出しなければならない。

(事業の完了等)

第十一条 貸付金の貸付けを受けた者は、当該貸付金の貸付け後三月以内

(林業経営共同開始資金にあつては六月以内、団地間伐促進資金にあつては九月以内)に事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に事業を完了することが著しく困難なときは、知事の承認を受けてこれを延長することができる。

2 貸付金の貸付けを受けた者は、事業完了後二十日以内に、事業実施報告書二通を、經由機関を經由して、知事に提出しなければならない。

(期限前償還)

第十二条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するときは、支払期日前に、当該貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- 一 貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 二 償還金の支払を怠つたとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

(支払の猶予)

第十三条 知事は、次に掲げる理由により貸付金の償還が著しく困難であると認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。

- 一 災害
- 二 貸付金の貸付けを受けた者(その者が団体であるときは、その団体を構成する個人)又はその者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷

(支払猶予の申請)

第十四条 前条の規定による償還金の支払の猶予を受けようとする者は、林業改善資金償還金支払猶予申請書(様式第三号)に支払の猶予を必要

とする理由を証明する書類を添え、二通を、支払期日(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)の三十日前までに、經由機関を經由して、知事に提出しなければならない。

(支払猶予の決定)

第十五条 知事は、前条の規定により償還金支払猶予申請書の提出を受けたときは、速やかに、これを審査し、支払を猶予することが適当であると認めるときは、支払の猶予の決定を行わなければならない。

2 知事は、前項の規定により支払の猶予の決定を行ったときは、林業改善資金償還金支払猶予決定通知書を申請者に交付し、支払を猶予しないと決定したときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(違約金)

第十六条 知事は、貸付金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は第十二条の規定により償還をすべき金額を支払わなかつたときは、延滞金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

2 前項に定める違約金の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、じゆん閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

(事務の委託)

第十七条 知事は、貸付金の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務を鳥取県森林組合連合会に委託する。

(雑則)

第十八条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第四条関係)

資金の種類	貸付限度額	償還期間	据置期間
一 林業生産高度化資金 1 団地間伐促進資金 知事が定める基準に基づき、間伐を行うための作業路を開設し、若しくは改良し、又は間伐を行うのに必要な資金	間伐の実施(当該間伐を実施するための作業路の開設又は改良を含む。)に係る森林一ヘクタールにつき三十五万円	五年以内	
2 間伐材高度利用施設資金 パーカ又はツイン丸のこ盤で、知事が定める基準に適合するものを設置するのに必要な資金	パーカで知事が定める基準に適合するものを設置する場合にあつては、一セットにつき五百万円 ツイン丸のこ盤で知事が定める基準に適合するものを設置する場合にあつては、一セットにつき五百万円	五年以内	
二 林業労働安全衛生施設資金 1 安全生産施設資金 防振装置付きチェーンソーで知事が定める基準に適合するもの、電動式刈払機、自走式刈払機、	防振装置付きチェーンソーで知事が定める基準に適合するものを購入する場合にあつては、一台につき十八万円 電動式刈払機を購入する場合	五年以内	二年以内 (据置期間を含む)

自動枝打機若しくは油圧式立木伐倒機を購入し、又は玉切り装置を設置するのに必要な資金	合にあつては、一台につき三十五万円 自走式刈払機を購入する場合にあつては、一セットにつき四百四十万円 自動枝打機を購入する場合にあつては、一台につき百万円 油圧式立木伐倒機を購入する場合にあつては、一セットにつき三百五十万円 玉切り装置を設置する場合にあつては、一セットにつき二百万円	七年以内 三年以内	(据置期間を含む)
2 負荷除去等施設資金 暖房装置付き人員輸送用自動車、振動障害予防器具若しくは林業労働に係る労働災害を防止するための無線機器で、知事が定める基準に適合するものを購入し、又は林業生産に係る作業場における休憩施設で知事が定め	暖房装置付き人員輸送用自動車で知事が定める基準に適合するもの、一セットにつき百二十万円 振動障害予防器具で知事が定める基準に適合するもの、一セットにつき三十三万円 林業労働に係る労働災害を		

る基準に適合するものを設置するのに必要な資金

防止するための無線機器で知事が定める基準に適合するものを購入する場合にあつては、一セットにつき百七十万円  
林業生産に係る作業場における休憩施設で知事が定める基準に適合するものを設置する場合にあつては、一セットにつき百万円

三 林業後継者等養成資金

1 研修教育資金

林業後継者たる青年又は林業労働に従事する者が近代的な林業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で知事が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金

十五万円(林業労働に従事する者を使用する林業従事者等が当該林業労働に従事する者を当該研修に派遣する場合にあつては、当該研修に派遣する者一人につき二十七万円)

三年以内

2 林業経営共同開始資金

知事が定める基準に基づき、林業後継者たる青年又はその組織する団体が近代的な林業経営を自

百万円(林業後継者たる青年の組織する団体が当該林業経営を開始する場合にあつては、その構成員である林業後継者たる青年で当該林業経営

五年以内  
一年以内

(据置期間を含む)

ら行う場合に当該林業経営を開始するのに必要な資金

を担当し、かつ、当該林業経営に係る林業技術に従事するもの一人につき百万円)

様式第一号 (第八条関係)

林業改善資金貸付申請書

林業改善資金 ( ) 資金) の貸付けを受けたいので、鳥取県林業改善資金貸付規則第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

(なお、団地間伐促進資金にあつては、事業実施報告書の提出後、交付決定額の20パーセント相当額の交付を受けることといたします。)

職 氏 名 殿

年 月 日

申請者 郵便番号 □□□-□□

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

㊞

記

整理番号							
資 金 種 類	償 還 期 間	据 置 期 間	貸付けを受 ける時	事業費及び申請額			
				事業量	事業費	申請額	
	年	年	月 日		千円	千円	
連 帯 債 務 者	住 所	氏 名	印	連 帯 保 証 人	住 所	氏 名	印
金融機関名 (貸付金振込預金口座)		預 金 名		口 座 番 号			
償 還 計 画							
1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目	
年 月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	

(注) 事業費及び申請額は、千円未満は切り捨てること。

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称	
主たる事務所の所在地	
設立時期 (個人にあつては、 事業開始の時期)	
事 業 の 概 要	
資本の額又は出資の総額	
常時使用する従業者の数	

0700

00391

様式第二号 (第十条関係) (表 面)

収入印紙  
はり付け欄

林業改善資金借用証書

資金の種類						
借受者の氏名 又は名称					住所	
借入金額	支払期日及び償還額	第1回	年	月	日	千円
千円		第2回	年	月	日	千円
		第3回	年	月	日	千円
支払期日		第4回	年	月	日	千円
		第5回	年	月	日	千円
年 月 日		第6回	年	月	日	千円
		第7回	年	月	日	千円

本日上記のとおり林業改善資金を借用いたしました。ついては、鳥取県林業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約いたします。

年 月 日

職 氏 名 殿

借受者 郵便番号 □□□-□□

住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

㊟

上記資金の借受けにつき、下名は、鳥取県林業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務を負担します。

氏	名	印	住	所
計			人	

(注) 「資金の種類」欄には、林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金又は林業後継者等養成資金の別及びそれぞれの資金について鳥取県林業改善資金貸付規則別表に掲げる種類を記入すること。

## (裏面)

## 林業改善資金借用証書特約条項

## (期限前償還)

第1条 林業改善資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、鳥取県(以下「甲」という。)が次の各号の一に該当すると認めて、期限前償還の請求をしたときは、支払期日(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに、債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金をこの証書に記載した借入金の使途以外に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙がこの資金借入れに際し、又はその借入れ後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠つたとき。
- (3) 乙の間伐材集荷計画書の内容と間伐材引取実績書の内容に著しい差異が生じた場合において、甲がその理由が著しく相当でないことを認めるとき、又は林業普及指導職員等の指導に著しく反するとき(間伐材高度利用施設資金のみに限る。))。
- (4) 乙が鳥取県林業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠つたとき。
- (5) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めるとき。

## (報告)

第2条 乙は、事業完了後20日以内に、事業実施報告書を甲に提出する。この場合において、乙が団体であるときは、当該事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印する。

2 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を甲に報告する。

## (弁済の充当)

第3条 乙及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

## (違約金)

第4条 乙は、支払期日に償還金又は期限前償還を要求された場合の当該償還すべき金額を支払わないときは、その期日の翌日から支払うべき金額に対し年12.25パーセントの違約金を甲に支払う。

2 乙は、鳥取県林業改善資金貸付規則第14条の規定により支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつたときも、前項の規定による違約金を支払う。

## (連帯保証人)

第5条 保証人は、この契約に基づく一切の債務について、乙と連帯して、乙と保証人間の契約のいかんにかかわらず、これの履行の責めを負う。

## (保証人の追加等)

第6条 乙は、甲が保証人の追加を必要と認めて請求したときは、直ちに、これに応じる。

2 甲は、保証人の変更に関し、乙から請求があり、相当と認めるときは、これに応じる。



様式第三号 (第十四条関係)

## 林業改善資金償還金支払猶予申請書

年 月 日

職 氏 名 殿

申請者 郵便番号 □□□-□□

住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

㊤

年 月 日付貸付決定(貸付決定番号第 号)で林業改善資金を借り受けましたが、その支払を猶予していただきたいので、鳥取県林業改善資金貸付規則第14条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

資 金 の 種 類					
借受者の氏名又は名称					
借 受 金 額					
当 初 の 償 還 方 法	支 払 期 日	金 額			
	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	第1回	年	月	日	千円
	第2回	年	月	日	千円
	第3回	年	月	日	千円
	第4回	年	月	日	千円
	第5回	年	月	日	千円
	第6回	年	月	日	千円
	第7回	年	月	日	千円
	変 更 理 由				

- (注) 1 「資金の種類」欄には、林業生産高度化資金、林業労働安全衛生施設資金又は林業後継者等養成資金の別及びそれぞれの資金について鳥取県林業改善資金貸付規則別表に掲げる種類を記入すること。
- 2 「変更理由」欄には、災害、死亡、疾病又は負傷による状況を記入すること。